

岩国市本庁舎内自動販売機設置事業者募集要項

1 目的

この要項は、岩国市役所の本庁舎内において、職員及び来庁者を対象とした清涼飲料水自動販売機を設置するに当たり、その設置事業者を公募型プロポーザル方式（提案型方式）により選定するため、必要な手続き等について定めるものである。

2 自動販売機設置の要件

(1) 設置場所及び設置台数

ア 設置場所

岩国市今津町一丁目 14 番 51 号 岩国市本庁舎

別紙設置箇所図のとおり

イ 設置台数

7 台

(2) 設置事業者数

2 事業者

(3) 設置グループ

A グループ 地下 1 階・1 階・3 階・5 階（4 か所） 1 事業者

B グループ 2 階・4 階・6 階（3 か所） 1 事業者

なお、「4 設置者の決定方法」に記載する方法によって選定された評価上位 2 事業者の中から、最上位の事業者から順に希望するグループを選択することとする。

(4) 設置の許可

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、次のとおり行政財産目的外使用の許可を行う。また、施設使用料については、岩国市行政財産使用料条例（平成 18 年条例第 97 号）の規定に基づき徴収する。

使用許可面積	設置する自動販売機及び空容器回収箱等の 1 か所ごとの床面占用面積（1 平方メートル未満端数切り上げ）のグループ総計
使用許可日	令和 8 年 4 月 1 日（予定）
使用許可期間	初年度は、使用許可日から令和 9 年 3 月 31 日まで。以後、毎年度、期間満了時に改めて使用を更新し、最長 3 年間を上限とする。
使用料（年額）	参考：令和 7 年度は、設置個所 7 か所（地下 1 階・1 階・2 階・3 階・4 階・5 階・6 階）で 262,064 円（消費税込）。 なお、固定資産評価額に基づき使用料を算出するため、使用料が変更することがある。
電気料	岩国市役所庁舎の電力供給契約に基づき、電力量計子メーター（設置等は事業者負担）から算出される下記の合計額 ・電力量料金の相当額 ・燃料調整費額の相当額 ・再エネ発電賦課金の相当額 ・庁舎の基本料金を使用電力量に基づいて按分した金額

	なお、算出方法は電力供給契約の内容によって変更することがある。
売上手数料	設置事業者からの提案による。 計算方法：該当月の売上金額×提案された売り上げ手数料（小数点以下は切捨て）

(5) 設置の条件

- ア 酒類及び飲料品以外のものを販売しないこと。容器は密閉式でなければならない（カップ式は不可）。
- イ 販売価格は、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ウ 転倒防止対策を施すこと。
- エ 故障、問い合わせ及び苦情（販売品を含む）については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- オ 設置台数1機につき1台以上の空容器回収箱を設置すること。
- カ 商品名やメーカー名の華美な表現は避けること。
- キ 自動販売機の奥行きで制限は100cm以内とする。
- ク 自動販売機は、100V、15Aのコンセントに対応できること。
- ケ 設置に当たっては、令和8年4月12日（日）までに設置すること。

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 岩国市内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有し、清涼飲料水の販売または営業活動を行っている事業者であること。
- (4) この公告の日から令和8年1月31日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成25年3月27日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員等の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する者でないこと。また、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。
- (6) 租税（国税、県税及び市税）の滞納がないこと。

4 設置者の決定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者から提出される提案書の内容を、市職員で構成する選定委員会において審査し、評価の高い上位2社を自動販売機の設置者に決定する。

なお、同評価により上位2社の選定が困難な場合、くじ引きにより決定する。

また、「3 応募資格」の条件を満たす参加者が1事業所であった場合等により、1事業者の

みが設置者となる場合は、「2 自動販売機設置の要件 (3) 設置グループ」に記載するAグループ及びBグループの両グループの設置者とする。

5 提案書の作成

提案書は、名称を「岩国市本庁舎内自動販売機設置に係る提案書」とし、下記項目ごとに番号順に作成すること。なお、規格は、A4判縦とし、様式は自由とする。複数枚の場合は、左肩上1か所綴じとすること。

また、次の(1)から(6)については、項目順に必ず記載すること。

(1) メンテナンス等について

- ア 商品の賞味期限等管理及び補充の対応
- イ 自動販売機の保守、修理、定期点検及び故障への対応
- ウ 自動販売機設置に係る事故等への対応

(2) 空容器回収箱の設置（1台ごと）と回収頻度について

空容器回収箱は、リフレッシュコーナー利用者の支障とならない大きさとし、建物内の景観を損なわない容器とすること。

(3) 空容器のリサイクル方法について

(4) 自動販売機の設置に当たって、地震等による転倒等への安全対策について 床面・壁面へのアンカー止めは認めない。

(5) 売上手数料について（対応可能な割合を記載）

(6) 自動販売機の外観・機能

- ア 色指定やメーカー名の消去等、市の景観要望事項への対応について
- イ 自動販売機の付加機能（例：省エネやノンフロン対策、防災対策等）

(7) その他

- ア 障害者等対応自動販売機の設置（ユニバーサルデザイン）について
- イ 市に対し又は市民サービスとして協力可能な事項について
- ウ 本社、支社又は営業所の所在場所について
- エ 品揃えについて
- オ その他設置事業者のセールスポイントについて

6 応募手続き

(1) 提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

「10 関係書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

(3) 提出書類

- ア プロポーザル参加意思表明書（様式1） 1部
- イ 法人の場合は、現在事項証明書 1部
- ウ 租税（国・県・市）の未納がないことの証明書（原本） 各1部
 - (ア) 市税 完納証明書
 - (イ) 県税 納税証明書 なお、使用目的は「2 競争入札参加のため」とすること。

(ウ) 国税 納税証明書（その3）

エ 提案書 6部

オ 会社概要 6部

カ 設置予定自動販売機及び販売予定商品のカタログ 6部

(4) 提出方法：直接持参すること（郵便又は電信による提出不可）

(5) 募集に関する質問

別添の質問書（様式2）にて、令和8年1月16日（金）までに担当まで持参又は郵送すること（事前FAX可）。なお、回答は、令和8年1月23日（金）までにFAXにて行う。

7 審査結果の通知

選定結果については、2月中旬に書面で通知する。なお、審査結果の詳細については、公表をしない。

8 参考データ

(1) 本庁舎データ

職員数 825名（令和7年4月1日現在）

庁舎構造／鉄筋コンクリート造、免震構造、地下1階・地上7階

庁舎面積 3,791.2 平方メートル 延べ床面積 24,328.3 平方メートル

閉庁日／土日・祝日及び12月29日から1月3日まで

開庁時間／午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 販売機データ

令和6年度の自動販売機7台分の電気料金は、271,487円。

令和6年度の自動販売機7台分の販売実績は、4,938,830円。

9 その他

(1) 提出された書類の返却は行わない。

(2) 提出書類は、岩国市ホームページの当該募集要項の添付ファイル（様式）を利用すること。

10 関係書類の提出先及び問い合わせ先

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号

岩国市総務部総務課管理班「自動販売機設置事業者募集担当」まで

電話番号 0827-29-5030（直通）

FAX番号 0827-21-3337

自動販売機設置許可に関する特記事項

1 使用許可期間

1年間（ただし、最長3年を上限とする。更新を希望しない場合は、期間満了の6か月前までに書面により意思表示すること。）

2 使用料・売上手数料の納付

- (1) 使用料は、行政財産の使用開始前に使用許可期間に係る総額を、また、売上手数料については、毎月、前月の売上に係る額を、別途発行する納入通知書により、本市の指定する期日までに、その指定する場所において納付しなければならない。
- (2) 使用料及び売上手数料を納付期限までに納付せず、更に期限を指定した督促を受けてもなお、その指定した期限までに納付しないときは、その翌日から納付した日までの日数に応じ年14.6パーセント（期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、年14.6パーセントの割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントにあっては延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））で計算した額の延滞金を支払わなければならない。

3 設置者の負担する経費

- (1) 自動販売機の設置に関するすべての経費（電力量計子メーターの設置も含む）。ただし、一次側電源工事は市で施工済み。
- (2) 電気料金は、実費徴収とし、別途発行する納入通知書により、本市の指定する期日までに、その指定する場所において納付しなければならない。

4 使用上の条件等

- (1) 使用許可
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第171条第1項の規定により、自動販売機設置事業者として選定された者から、行政財産使用許可申請書を受理した後、行政財産の使用許可書を発行する。
- (2) 衛生管理
自動販売機及び空容器回収箱は、常に清潔に保たれるよう適切な管理を行うこと。
- (3) 売上状況の報告
売上手数料を算定するために必要な、売上状況の分かる報告書を提出すること。
- (4) 使用許可終了時
自動販売機設置者は、使用許可期間が満了して引き続き使用しないとき、又は使用許可を取り消されたときは、自己の費用で、市が指定する期日までに、使用許可を受けた財産を現状回復し返還しなければならない。

(5) 自動販売機設置に係る関係法令及び本募集要項(特記事項含む)並びに行政財産使用許可書、本市庁舎等管理規則に定める事項を遵守すること。

5 使用上の制限

- (1) 自動販売機設置場所を改変してはならない。
- (2) 自動販売機設置許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

6 使用許可の取消し又は変更

次の各項に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することがある。

- (1) 市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 自動販売機設置者が前号に記載する各項に違反したとき。
- (3) 自動販売機設置者が応募者の資格を失ったとき。

7 損害賠償

自動販売機設置者は、自動販売機の設置等に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

8 その他

本庁舎内には当該募集販売機以外に、1階売店前に1台、6階リフレッシュコーナーに1台、7階(屋上階)に2台の自動販売機が設置されている。また、1階に売店及び食堂が設置されている。